

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第6回）

1 日時

令和2年7月28日（火） 午後0時30分から午後2時30分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎1階 二庁ホール

3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、豊岡委員、坂田委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（8名）

※ 欠席 林委員、笠原委員（2名）

4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、中嶋指導部義務教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、森川総務部企画担当課長、清水教育相談センター次長、土屋教職員研修センター研修部教育開発課長、千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、平林指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、原島指導部主任指導主事（特別支援教育担当）、關統括指導主事（生徒指導担当）、小野統括指導主事（人権教育担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、大津教育相談センター統括指導主事、先崎教職員研修センター統括指導主事

5 傍聴者

2名

6 報道機関

東京メトロポリタンテレビジョン、朝日新聞社、共同通信社

7 審議事項

（1）事務局説明

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導について

（2）審議

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について

8 審議記録

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

失礼いたします。開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶申し上げます。1点目は、資料の確認です。机の上に配布いたしました資料につきましては、次第の下に一覧を記載しております。なお、今回からタブレット端末にて資料提示をさせていただいております。御確認の上、不足等がございましたら事務局までお声掛けください。

2点目は、本日の取材の状況についてです。1社のテレビ局と2社の新聞社が本日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては、冒頭の指導部長挨拶まで許可いたします。本会議の傍聴につきましては、都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることといたしております。本日は2名の方の傍聴を受け付けておりますので、御報告いたします。

それでは、有村委員長、会議の進行をお願いいたします。

【有村委員長】

皆さん、こんにちは。半年ぶりですかね、2月だったと思うのですけれども、それ以来の会議ということで、今日はよろしくをお願いいたします。

本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会、委員の方8名の参加をいただいておりますので、定数に達しております。なお、林委員、笠原委員は、本日所用によって欠席となっております。また、横井委員につきましては途中で退席されるように伺っております。それでは、よろしくをお願いいたします。

ただ今から第6回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開会いたします。

はじめに、増田指導部長から御挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（増田指導部長）】

皆様、こんにちは。委員の皆様方には、御多用の中、第6回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに対し、改めまして御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業が明け、学校が再開されてから約2か月が経ちました。学習についていけるかという焦りや感染への恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子供たちが抱えていることを十分に踏まえ、都教育委員会は心のケアを最優先として、子供が安心して学校に通うことのできる環境の充実に図ってまいりました。その取組の一端を御紹介させていただきます。

第一は、支援が必要な児童・生徒の早期発見、早期対応に向けた取組でございます。学校再開に当たりまして、学校に子供へのアンケート様式を示し、学級担任が全ての子供のストレス状況を把握した上で、心配な様子が見られる子供や保護者には、スクールカウンセラーとの面接を早期に行うよう求めてまいりました。さらに、都内全ての公立学校を通じて、子供や家庭に改めて相談機関の連絡先等を案内したところでござい

す。

第二は、感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導の徹底でございます。学校再開に向けたガイドラインに、感染予防のための適切な行動が、自分や周りの人の命を守ることにつながることを、子供に理解させる必要性を示すとともに、学校が新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行うことができるよう、指導資料や教材等を開発いたしました。詳細につきましては、後ほど事務局から御説明させていただきます。

今後、これから一定期間、新たなウイルスと共に社会で生きていかななくてはならないという認識に立ち、全ての子供たちの安全・安心の確保とともに、円滑な学校教育の実施に万全を期してまいります。

さて、本日の審議でございますが、皆様方に委員をお願い申し上げます、第3期いじめ問題対策委員会は、今月末で2年間の任期が満了となります。本日は、「第2期答申『改善の方向性』に係る取組の検証、評価」に示された学校の取組の推進状況等について検証いただき、明らかとなった課題の改善に向け答申案を作成していただくことになっております。御審議のほど、よろしく申し上げます。専門的な見地から、学校や教職員一人一人のいじめ防止に対する取組の改善につなぐ御提言をいただけるものと期待しております。

結びになりますが、これまで有村委員長はじめ、委員の皆様方には、私ども東京都教育委員会に対し、多大なる御尽力をいただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、今後とも御指導、御助言くださいますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、増田部長から御挨拶をいただきました。とりわけ、我々は、今日が3期の最後の会議ということで、答申案をまとめるという形になりますけれども、よろしく申し上げます。東京都からは支援の必要な子への徹底したケアということ、それから感染予防に対する対策などということですね。タブレットに資料も入っていますが、今、お聞きして様々感じるところがありました。

続きまして、偏見や差別を行わないための指導についてということで、今日は指導企画課長からでしょうか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

最初に、事務局の紹介をさせていただきます。

【有村委員長】

失礼いたしました。それでは、事務局の紹介をよろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

カメラにつきましては、ここで御退室を願いたいと思っております。

それでは、事務局の紹介をさせていただきます。東京都教育庁指導部長、増田正弘で

ございます。

【事務局（増田指導部長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部指導企画課長、小寺康裕でございます。

【事務局（小寺指導企画課長）】

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

同高等学校教育指導課長、佐藤聖一でございます。

【事務局（佐藤高等学校教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

同義務教育指導課長、中嶋富美代でございます。

【事務局（中島義務教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

同特別支援教育指導課長、丹野哲也でございます。

【事務局（丹野特別支援教育指導課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

総務部企画担当課長、森川比呂志でございます。

【事務局（森川総務部企画担当課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

教職員研修センター研修部教育開発課長、土屋秀人でございます。

【事務局（土屋教職員研修センター研修部教育開発課長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

教育相談センター次長、清水宏でございます。

【事務局（清水教育相談センター次長）】

よろしくお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

どうぞ、よろしくお願いいたします。

【有村委員長】

今、事務局に紹介いただきました。ありがとうございます。

それでは議事を始めたいと思います。初めに事務局から、新型コロナウイルス感染症

に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導について説明をいただきます。よろしくをお願いします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

改めまして、指導企画課長、小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導について御説明を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関わる偏見、あるいはいじめ等を生じさせないようにするためには、子供に感染症に関する正しい知識と適切な行動について指導するとともに、改めて子供同士が豊かに関わり合える教育を実現することが重要であると考えております。

都教育委員会では、新型コロナウイルス感染者、あるいは濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為、言動をしないこと、医療や社会生活を維持する業務に従事されている方々など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している方々に感謝の念をもつことについて、感染症に関する適切な知識を基に、各学校において、発達の段階に応じた指導を行うことができるよう教材を作成したところでございます。

お手元のタブレットに沿って御説明をさせていただきたいと思っております。資料は3点ございまして、まず資料2をお開きいただけますでしょうか。新型コロナウイルス感染症に関する偏見、差別、いじめを生まないための指導資料でございます。

まず、この第一の指導資料でございますが、新型コロナウイルス感染症による被害が発生する中、児童・生徒が健康で安全な生活を送るためには、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、適切な行動が取れるよう指導の充実を図ることが重要でございます。この資料では、特に3点を示してございます。

1点目は、感染症を予防するための三原則。2点目は、感染してしまったとき、感染を拡大させないための適切な行動。そして3点目が、感染症に関する偏見や差別をなくすための適切な行動でございます。これらにつきましては、児童・生徒の発達の段階に応じて、学校において適切に指導することといたしました。これが基礎的な教員向けの資料の冒頭と御理解いただければと思います。

閉じていただきまして、資料の3をお開きいただければと思います。ファイル一覧を押していただくと、表紙が出るとお思いますので、改めて資料3を押していただきたいと思っております。そうしますと、非常に細長い漫画の画面が出てまいりますので、これをスワイプしていただいて、ちょっと広げて上から下へとスクロールしていただく形で御覧いただければと存じます。

こちらの教材は、私ども都教育委員会のホームページ、ウェブサイトの「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」と題するページに、7月6日付で新たに追加したもので

ございます。

ずっと見ていただきますと、よくありがちな子供同士のやりとりの中から、何気ない言葉で人を傷付けてしまっているという事例から考えさせるような資料となつてございます。子供たちにとって馴染みのある漫画という形で、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ、差別等について、なぜこういうことが起こってしまうのか、自分たちには何ができるのか等を考えるきっかけとして、授業で活用する、また家庭でも保護者を含めて御覧いただけるようにしております。また、こちらにつきましては現在、スマートフォン等のアプリでも同じものが見られるように8月下旬を目途に、今、作業を進めているところでございます。

またファイル一覧を押していただきまして、続いて資料4の1を御覧ください。こちらにつきましては、教職員研修センターの土屋教育開発課長から説明させていただきます。

【事務局（土屋教職員研修センター研修部教育開発課長）】

失礼します。教職員研修センター研修部教育開発課長の土屋でございます。着座にて説明させていただきます。

当センターで作成し、6月に配布しました、現在御覧になられている資料4の1「止めよう差別の感染 広めよう感謝の心」。これは、児童用教材が2枚、生徒用教材が2枚、及びこの教材の具体的な指導事例を示した教職員用テキストが1枚、そしてメッセージカード2枚となっております。指導用教材、生徒用教材それぞれ2枚ですけれども、表面は児童・生徒が新型コロナウイルス感染症への恐れなどから関連する偏見や差別が起きる理由を考えることを通して、正しい知識をもつとともに偏見や差別は絶対に許されないことを理解するようになっております。裏面では、例えば生徒用ですが、新聞記事等を基に、感染者の回復や、私たちの生活を支えるために必死に働いている人がいることを考え、医療従事者等に温かい心、温かい言葉、感謝の気持ちを広げていくことの大切さを実感し、メッセージを送るような活動につながるような展開となっております。

学校が再開された6月の直後、現場ではコロナ対策にどう対応するか、また、時数をどうやって確保するか、様々な混乱している状況が想定されましたので、各学校の実態に応じて様々な場面で、すぐに短い時間でも活用できるよう、こちらの資料でいうと5枚目にございます手引を示すなど、工夫をしました。また、別のファイルとなりますけれども、資料の4の2、英語版と中国語版を作成し、日本語指導が必要な児童・生徒への指導や、その保護者への啓発等で活用できるようにしました。これらの資料は、教職員研修センターのウェブページに掲載しております。

続いて資料4の3を御覧ください。これらの教材を活用して、都内の様々な学校、様々な校種で、これまでこの教材を活用したという内容をまとめまして、更なる活用を促すようにするために、事務連絡と共にこの資料を発出する予定となっております。

また、現在、他県からもお問い合わせをいただいております。保護者が東京都に出張した家庭の子供がいじめの対象とならないように指導するので活用したい、との連絡がありました。教職員研修センターでは、今後もいじめ問題の対策に当たり、様々な調査等を通して研究を深めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。ウイルス関係の取組状況について今、説明がございました。今の件について御質問や御意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。どうぞ。豊岡委員、お願いします。

【豊岡委員】

今、資料の説明がございましたが、学校現場といたしましては、大変ありがたい資料・教材をいただいたと思います。学校現場においては、消毒だとか、心のケアが差別・偏見の指導の前にあり、感染防止ということがどうしても先に行われる。

且つ学びの保証ということで、学習面、授業確保というところが中心になりがちですけれども、このコロナの差別・偏見、そしていじめ防止ということが、最重要だと私は考えて、学校長には話をしているところです。本来であれば、教員が学校で作成すべきものかもしれませんが、こういったものがあるということは本当に素晴らしいことですし、資料においても活用を進めてまいりたいと思っております。感謝申し上げます。

【有村委員長】

ありがとうございました。学校現場で活用してほしいということで、その実態のお話がございました。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

とても丁寧に作成された資料を拝見しまして、ぜひ学校現場で活用させていただければいいなと思っております。

もう一つは、実は感染症にかかってしまった児童・生徒への心のケアという点では、まだ少し指導が足りないような気がしております。非常に先生方が配慮して、このいじめ・差別の防止をしてくださり、周りの子供たちもそれを受けて、感染した子供たちが復帰できるように温かく迎えようとしたとしても、感染してしまった子供たち、保護者の方が、非常に申し訳ない、皆さんに合わせる顔がない、そういった気持ちになって、周りは受け入れ体制ができていても、かかってしまったところからまた戻っていくときに、非常に心理的なハードルが高いということが考えられます。

例えば資料2の2、感染してしまったときに感染を拡大させないための適切な行動というところの中に、かかってしまった子供たちが復帰するための心のケアについての内容が入ってくると、より充実するのではないかなと思われました。非常に個別性が高い問題ではあるのですが、学校を休んでいる間に、どのように学校とその子供が可能な接触を続けていくかというような視点が入ると、学校により戻りやすいのではないかと

など感じております。

【有村委員長】

非常に貴重なお話、今、いただきました。今までどちらかというと、予防ということはもちろん大事なことですけれども、もし万一、実際にニュースなどでも、東京都内の小・中学生でも、感染している子供たちもいるわけですから、そういう子供たちのケア、また家族のケアとか、非常に今、大事な指摘をいただきました。どうでしょうか、皆さん、他に意見があれば。

さらに、今、皆さんに聞きたいのですけれども、今の鈴木委員の御指摘のように、もしかかってしまった子供というのは、それは心理的には負担を負います。その辺りのケアについて、もし事務局の方でこんなケアを考えているのだとかいうことがあれば教えてほしいし、他の委員の皆さんにも、それぞれ御専門の中で知見があると思うので、対策資料を外へ発信してほしいような気もするのですけれども、どうでしょうか。横井委員、少し聞いてもよろしいですか。心理のお立場で何かあればありがたいと思うのですが。

【横井委員】

今、考えをまとめていたものですから、有村委員長の御質問はどのような内容でいらっしやいましたか。

【有村委員長】

鈴木委員が、かかってしまった子供とか、家族とか、やっぱり「迷惑を掛けたな」とか、時折、非常に気にしてしまう場合があるというお話がありました。すごく大事な指摘で、その辺りで今、先生のお知恵があればと思ってお願いしました。

【横井委員】

ちょっと的外れかもしれませんが、とても難しいのですけれども、噛み砕いた具体的な教材があるといいのではないかな。どうしても抽象的になりがちだと思いますので、具体的に例えばどうすればいいのかとか、どう受け止めて、どんな言葉を返せばいいのかとか、そういった教材があるといいなと思います。

それから、噛み砕いたシチュエーションとといいますか、具体的なシチュエーションを幾つか挙げる。それも、かなり身近なところでの感染が、やはり珍しくはなくなってきたように思いますので、そういった状況に即した具体的なエピソードとか、事例とか、そういったものを幾つか取り上げながら、具体的にどんな考えをもてばいいのかとか、どういう言葉掛けや態度を取ればいいのかというようなことを示せるといいのかなと思いました。

【有村委員長】

ありがとうございました。豊岡委員、お願いいたします。

【豊岡委員】

現実には、起こっていることということでは、例えば保護者から、「子供の発熱が続いています。休ませますが、コロナだったらと思うと心配です。」という電話があります。「職場で感染者が出て、母親の私が濃厚接触者になりました。子供はどうしたらいいですか。」という学校への問い合わせがあります。「夫が感染して入院しました。これから私と子供はPCR検査を受けます。」など、実際にこういった内容の問い合わせが、学級担任や養護教諭、校長に入るというケースが、どこの区や市の学校においても、今の日常になっているのではないかと思います。

その時に、子供の心のケア、それから人権意識を高めることが必要です。また、子供だけでなく保護者も支えていかないといけません。そこが今、学校現場は本当に配慮すべきと言いますか、そういった状況になります。

ですので、そういった面で支えるようなガイドラインと申しますか、そういったものがあるといいかなと思いますし、教育委員会も、やはり校長会とか各種研修会とかで、その辺りの話をしながら、保護者を支えていこうというようなことで、働き掛けをしていくというのが重要であると思っています。すみません。現在の状況について話をさせてもらいました。

【有村委員長】

すごく分かりやすいお話をいただきました。なるほどという気がします。やっぱり何か、ふと、端的な状況かもしれないけれども、不安に思うことがすごく強いわけですよ。そういうときに、言葉掛けであるとか、どういう状況を考えるべきかという、具体的な場面を想定して、今、横井委員もおっしゃいましたけれども、言葉掛けとか問い掛けとか、支えるケアとか、そういうことがあればすごくいいなと思いました。

少し関係があるかもしれませんが、このコロナの状況があつて、4月初めに都教育委員会で、テレビ番組がありましたよね。『TOKYOおはようスクール』でしたでしょうか、タイトルは。僕は何回か見させてもらったのですが、あれもすごくよく先生方が、指導部の先生方が工夫してメッセージを発していますよね。今の状況でも発信できるようツールが様々あるような気がいたします。

というのは、これから感染症と予防ということは、もちろんずっと大事なことですけれども、これから第2波とか、そういうことがある程度予想されるとすると、やっぱり今、心配な状況が増えてきますので、今、豊岡委員から御指摘があったような、具体的なケースを言葉にしながら、それを映像にしたりして、子供たちがずっと見られるような、また、先ほど課長が説明されたような、4の1とか4の2の資料みたいなものを発信してもいいだろうという気がします。具体的な形で子供たちの目に触れさせたいなど、少し思ったところですけども、そういう考え方があれば、実現していただけるとありがたいなと思ってお話をさせていただきました。

ちょっと深入りをさせていただきましたけれども、他の委員の皆さん、いかがでし

ようか。今、このコロナに対して。

【相川委員】

よろしいですか。

【有村委員長】

どうぞ、相川委員、お願いいたします。

【相川委員】

ちょっと話が広がってしまうかもしれませんが、先ほどの豊岡委員のお話で、御質問をさせていただきたいのですけれども、御紹介いただいたような相談が、保護者の方などからあるというのはよく分かったのですけれども、例えば自分が濃厚接触者なのだけども、子供をどうさせたいののでしょうか、というような相談が保護者の方からあった場合に、どう答えるというようなことって、ある程度ガイドラインのようなものはもうできているのでしょうか。その辺りがやはりすごく大事で、一方で、感染予防のために情報開示をしなくてはいけないという部分がある中で、それとプライバシーとどういう形で調整するかというところは、非常に問題になっている。それぞれの現場で悩ましいところなのかなと思うのですけれども、その辺り、ちょっと教えていただければ。

それと加えて、例えばPTAなどとの間で、どういう形でその辺りのことを協議しているのかとか、そういうことをぜひ教えていただけないかなと思いました。

【有村委員長】

豊岡委員、お願いします。

【豊岡委員】

各区や市では、当然、私どもであれば区長部局の、市であれば市長部局の対策本部というものがあります。そこで広報については、一つの線が出ておりますので、それに準じて行っているということです。もちろん個人情報の開示しないということです。

それから、そういったガイドラインについては各自治体であるのですが、国や都の方からも、一定の線のラインが出ていますので、それに準じて作っていくということが現実的かと思います。

2点目は何でしたでしょうか。

【相川委員】

特にPTAとの関係とかですね。例えば、どこかのクラスで感染者が出たらしいみたいな、そういう噂みたいなものが流れたときの対応って、すごく難しいのではないかと思うのですけれども、その辺りをどのようにされているのかなという。

【豊岡委員】

これも、陽性になった方の同意が必要になってきます。開示をする、広報をする場合に。ですから、まずその確認が必要だと思います。

それから、先ほど言いましたような、区や市などの自治体のガイドラインに則って、

しっかり広く伝えた方が、区民を、市民を守るという観点から必要だとの判断。例えばクラスターが発生しているような状況については、やはり積極的に開示していく必要があるでしょう。しかしながら、開示したことによってピンポイントで子供や大人だっ
て一緒ですね。そこに差別・偏見が生まれるようなことがあるとしたならば、それはやはり守っていかなければと思います。そういうケース・バイ・ケースの中で、区や市は今も状況に応じて判断して、コロナ対策本部や市長部局とも合わせて対策を検討しているということが、実情だというように思います。

【有村委員長】

ありがとうございました。非常にいいお話をいただきました。ありがとうございます。他の委員の皆さん、何か、これに関して。横井委員、お願いします。

【横井委員】

後ほど答申の中でも意見を言おうと思っていたのですが、インターネットを通じての振る舞い方については、特別に別立てで情報教育があってもいい、教材があってもいいのではないかなというように思います。私自身も経験しましたが、チェーンメールのようなものが回って来たりしますし、これから、「あの子が感染したんだって」というような噂が、実際に届いた時にどのように振る舞うべきなのかということについて、教材があれば、親も子も、やはり家庭教育の中で対応方法の手引となるようなガイドがあればいいなというように思います。

【有村委員長】

ありがとうございました。やっぱり対応マニュアルみたいなものがあると、マニュアルはマニュアルとして作っていらっしゃるということで、一人歩きすることがあるかもしれない。それを、考えることによって自分の発想が新たに変わっていく姿勢ができて来たりしますので、有益な方法じゃないかと思ったのですが、また後であつたらお話をいただきたいと思います。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

私も1点、先ほど、指導企画課長がお話してくれた資料2の中で、2ページ目に講話の例がありますよね。あれをぱっと見ていた時に、やっぱりこういう、これはある意味で予防のところの講話の例ですけれども、こういう形で実際に、豊岡委員のお話の事例なども入れていただきながら、実際に感染した子供や親御さんなどが、いずれも難しい状況に陥っている、それをどのようにケアしたらいいのだろうかとか、あるいはPTAや社会、周りはどうのように関わっているのだろうか。それをちょっと作ってあげると、非常にいいかなというように思います。

こういったことを校長先生が月曜日の朝会の講話でやるとか、あるいは担任の先生が、ちょっと朝の時に、小学校4年生以上ぐらいでは、こういうような話をしたら中身を分かっただけだと思うので、話してあげると、「ああなるほど」というように思ったりする。そういうことはすごくいい子供たちの思考のつくり方になるような気がするのです。

私は、こういう非常にどうにもならない心の状況をどのように理解するかという、教育の場が非常に難しいわけですが、昔の事例をふと今、思い出しました。ある不登校の子供が半年ぐらい休んでいて、ふっと学校に来られて、2時間目の途中から来るのです。その子供に、ある休み時間になったときに、同じクラスの子供が、「〇〇ちゃん、一緒に遊ぼう」って、それだけで、ふっと毎日学校に来られるようになるというケースがあるのです。それは、不登校については話題が違うので大変恐縮なのですが、原因追究なんてなかなか難しいことなのですが、ちょっとした声掛けというのは、その後の、今まであった半年、1年ぐらいの空白をぐっと埋める力になるというのを、その当時のスーパーバイザーをしてくださった先生に聞いたことがあります。やっぱり、こういうケアの場合にも、そういう部分って非常に大きいのではないかという気がします。

そういった意味では、こういう場面でどんな言葉というのが大事なのだろうという辺りを、子供たちに考えさせる。そういう場面というのは、非常に我々の立場でもそうですし、行政当局も考えて発信していくというのが、すごく大事なことだと思います。そういう意味ではやっぱり、私はテレビのこともそうですけれども、この時代において今は非常に、ある意味で、朝令暮改的にどんどん変わっていく社会ができていっているので、そういうときにどのようにメッセージを発信したらいいかというのは、非常に難しいところなのですけれども。やっぱり子供にいかに寄り添うかとか、あるいは保護者にいかに寄り添うかとか、そういった視点で考えれば、今のような、感染してしまった子供への対応というのが、いい対応ができていくのではないかというように思って、理解したことでした。

少し余計なことを申し上げましたけれども、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。またあったらおっしゃっていただければと思います。時間が押してしまって申し訳ないのですけれども、今、1点目の例につきましては終わりたいと思っておりますが、今の議論について事務局の方で補足とか、よろしいですか。また後で、あったらおっしゃっていただければと思います。

続きまして、次の審議に移ります。昨年度2月の本委員会で改善の方向に関わる検討を、あるいは評価について今後の取組というのを、方向性について審議をいただきました。本日はこれまでの東京都教育委員会の諮問を受けて、私ども委員会で諮問した内容を踏まえて、答申案について検討したいと思っております。事前に皆さんにもお送りしましたので御覧いただけていると思うのですけれども、改めて事務局から若干説明をいただいて、審議をいただきたいと思っております。では、事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部生徒指導担当 主任指導主事の千葉でございます。第3期答申の案のプロットについて説明をさせていただきます。資料の5をお願いいたします。

これまで2年間に渡りまして御審議いただきました内容を、答申案としてまとめました。2ページの目次を御覧ください。本答申案は、第一のいじめ防止対策の現状と課題と、第二のいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性の大きく2点で構成されております。

第一、東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題から、その概要をお話いたします。まず4ページ、5ページを御覧ください。4ページと5ページにかけて、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された後の、東京都におけるいじめ防止等の取組と、いじめ問題対策委員会による評価・検証の経緯を記しております。

次は6ページをお願いします。ここからは第2期の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための今後の方向性として挙げられた点、6ページ上段に(1)から(5)としてお示ししておりますが、それぞれについて現状、成果、課題を明記いたしました。一点一点、その概要についてお話をいたします。

まず(1)は、学校いじめ対策委員会における多角的な検証によるいじめの認知の徹底です。網掛け枠、この青い枠になりますけれども、概要という部分を御覧ください。現状、成果といたしまして、教員がいじめの定義を正しく理解した上で、児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、学校いじめ対策委員会に報告することについては、大半の学校で定着していること。一方、課題として、いじめの認知件数がゼロの学校が一定数あることや、学校や自治体により認知件数に差があることから、各学校は本当にいじめに苦しむ児童・生徒はいないか、学校いじめ対策委員会の協議を経て、いじめの認知を行っているかといった視点から、改めて事項の取組を見直す必要があるということが挙げられています。

(2)は9ページをお願いします。9ページの下段でございます。PDCAサイクルによる改善の仕組みづくりです。現状、成果といたしまして、学校評価へのいじめ対策に係る項目の設定、都教育委員会が開発した学校はいじめ防止の取組の進捗状況を見える化をするシートの活用により、PDCAサイクルのうち、特に評価、改善に係る取組の強化が図られていること。一方、課題として、年間計画の策定、共通理解については、実施効率が低い傾向にある。自校において、どのような問題点が潜在しているのかを共通認識する機会の設定や、外部人材等を活用した課題分析の充実等、PDCAサイクルの改善、計画の充実を図る必要があるといったことが挙げられています。

(3)は11ページ中段でございます。より実効性のある教育相談体制の構築、SOSの出し方に関する教育の推進です。現状、成果といたしまして、子供の不安や悩みに対して、学級担任やスクールカウンセラー等の教職員が相談に応じたり、その情報を教職員間で共有したりするなど、各校において教育相談体制の充実に向けた取組が推進されていること。一方、課題として、誰にも相談していないという児童・生徒がいるという実態があること。児童・生徒にとってSOSを出しにくい実情があるということ踏まえ、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすと

いった視点も必要であるということが挙げられております。

(4) は 13 ページ下段になります。日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成です。成果といたしまして、道徳や学級活動の時間をはじめに関わる問題を取り上げ、指導を行うことや、子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導を、意図的・計画的に行うことについては、ほぼ全ての学校において定着していること。一方、課題として、子供たち同士の話し合いにある合意形成や意思決定を行っているとする児童・生徒の割合は 6 から 7 割にとどまっており、多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより家庭、地域等様々な場を通して育むことが必要であるということが挙げられております。

現状における成果・課題の最後でございます。(5)、16 ページ中段になります。保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実です。成果として、学校のホームページや学校だより、保護者会等で自校の学校いじめ防止基本方針の内容について周知するなど、保護者等との共通理解を図る取組が推進されていること。一方、課題として、学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか、どのように受け止めているか、学校と保護者、児童・生徒の受け止め方との間に乖離がないかという視点から、学校による保護者等への周知の在り方を見直し、「知らせる」から「伝わる」へと転換できるようにすることが必要であるということが挙げられております。

では、次は大きな 2 点目、第二の東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性です。第二は 2 点の項目から構成されております。19 ページをお願いいたします。

1 点目は、いじめ問題対策委員会からの提言です。これは有村久春委員長からの御提案で、答申案の 6 から 16 ページでございます成果と課題に学び、対策委員会としての提言を、委員の皆様の方で発信するといった御主旨と伺っております。

そして、2 点目といたしましては、いじめ防止対策の一層の推進に向けた七つの方策です。20、21 ページになります。これは、対策委員会からの提言に示したいじめ防止対策の具現化に向けた提言として、これまで 2 年間御審議いただいた内容を踏まえ、7 点にまとめております。本日は特に、この第二のいじめ問題対策委員会からの提言と、いじめ防止対策の一層の推進に向けた七つの方策に焦点を当て、具体案について様々な視点から御意見いただきましたら幸いです。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、事務局の方に御説明いただきました。大きくいうと二つの柱がございますので、まずは第一の現状の課題について審議をしていきたいと思っております。ページ数でいうと、18 ページ、1 のところで御意見があればお伺いをしたいというように思っておりますけれども。その前に、4 ページ、5 ページを見ていた

だけですでしょうか。これは今お話がありましたけれども、経緯について簡潔にまとめていただいておりますけれども。このページについて、何か皆さんで御質問とか御意見はどうでしょうか。それぞれの答申とか、そういう中身をコンパクトにまとめていただいて、経緯を分かるようにしてございます。特にはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、6ページ以降から18ページまでのところで、検証と評価というところでございますけれども、お気付きの点から、このところに(1)から(5)まで、五つの項目、どの視点でも結構だと思います。ぜひ、全員の委員の皆さんに御発言いただき、また、知恵をいただきたいと思っております。また、林委員、それから相川委員から資料をいただいておりますので、それも合わせて御説明いただければと思います。では、どの視点からでも結構ですから、お願いいたします。では、相川委員、お願いします。

【相川委員】

私から、少しだけ意見を言わせていただければと思います。これはまとめていただいて、本当にありがとうございますというところなのですけれども、SOSの出し方に関するところで議論があったかと思えます。もしよろしければ、ちょっと付け加えていただけたらいいかなと思うことがあります。

それは、我々大人の側が、子供にとってSOSを出しやすい存在になるということに、もっと自覚的になりましょうよというか、そういう呼び掛けができないかなということなのですけれども。千葉さんからこれを送っていただいて、私の方で返事をしたときに、つい最近、この井上祐紀さんという方が書いた、『ギリギリな自分を助ける方法』という本をちょうど読んでいて、その中にSOSの出し方についての議論というか、紹介してくれているところがあるのですけれども、その中で、子供の立場に立つと、安全な相談者と距離を置くべき相談者をちゃんと見極めて、安全な相談者に相談する方がいいよというようなことが書いてあるのですね。

それで、安全な相談者というのは三つの要件を満たす人だとここでは紹介されています。一つは結論を押し付けない、二つ目は、あなたの感情を否定しない、三つ目はあなたの方が多く話すことができる人だというようなことが言われているのです。そういう、子供たちにとって安全な相談者でありましょうというようなことを、大人の側に呼び掛けるみたいな内容もあってもいいのかなと思った次第です。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常にいい資料をいただいて、安全な私たち大人になろうという、子供から相談されやすい大人という言葉、提言がございました。ありがとうございます。

特に答申の中でいうと、11ページにある誰にも相談していないという児童・生徒が、東京都の実態でも少なからずあるわけですね。これは通常の答え方よりも、誰にも相談していないという1の数字って非常に大きいものがあります。そういった意味では、

今のような話で、やっぱり安全な人を、私たちがそういう立場になるということの大切さは、今、御指摘いただいたとおりです。具体的に、今、御紹介いただいた資料等を基にすると、例えば(3)のSOSの出し方に関する教育の推進という辺りで、どの辺りに盛り込むとよろしいのか、何かございますれば。

【相川委員】

すみません、そこまで考えていなかったのですけれども、課題の辺りで、この辺りにちゃんと、「受け止める力を」というようなことが書いてあるのですけれども、そこが少しブレイクダウンしていくと、大人の側に求められる要素というか構えというか、そういうことをもう少し付け加えられてもいいのかなというように思いました。

【有村委員長】

課題の辺りにそのことを謳ったらどうかという話でございます。特にSOSという概念、私がちょっと頭に浮かぶことは、ヘルプシーキングという言葉がありますよね。被援助力というか助けを求める力という。そういう力というのはやっぱり子供に必要。それがなかなか出ないために、このSOSが出しにくい。助けてとか困っているよって言いにくい。それは、大人の側にも、そういう今、相川委員が御指摘のように、大人の側も何か壁があって、ずっと寄っていけない。そこら辺りのことが、課題のところを書けばいいなという気がしました。ありがとうございます。今のような話の中で、何か、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。もちろん他のことでも、藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

失礼します。6ページ、7ページの(1)、認知件数のところで、認知件数がゼロというところが毎年出ていると思うのですけれども。私は、本当はないというよりも、そもそもいじめ防止対策推進法ができてからいじめというのは、いじめられた側がいじめだと言ったらいじめになるということになっているわけですね。その時に、必ずしも悪意があっていじめをしているわけじゃないと思うのですね。むしろ好意的にやっていることが、相手にとっては嫌だというように思っている例というのがたくさんあるので、むしろ、そっちの方が多いかなと思うのです。ということは、ゼロということはないのではないかなと思うのですね。

何が言いたいかという、そもそも認知って何かと。平成18年度に発生件数から認知件数になったときの、発生と認知の違いが、いまだにやっぱりごちゃごちゃしているのではないかなと。もっと言うと、そもそも第1期で触れたかもしれないのですけれども、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を、もっと徹底的に正しく理解するというところから始めるべきだと思うのです。そもそも定義を理解していないと、認知にいかないかと。認知にいかないと、適切な対応にいかないという図式だと思うのです。

だから、しつこいようなのですけれども、そこの定義を正しく理解する。あと、認知と発生の違い。発生というのは、学校が断定した数であって、認知というのは疑いがあ

る段階ですから。だから、報告件数というところが大事だということにつながっていくので。だから、認知を上げるとか、積極的な認知というのは大事なことなのですけれども、そもそも論で、その前の段階のことをやっぱりどこか触れてもいいのではないのかなというように思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、藤平委員から御指摘のあったページの概要のところもそうなのですが、特に9ページの課題に、やっぱり案の中でも、(ア)の最初の白丸で認知件数が出ていますけれども、ここが書かれていて、その中の次の②辺りに見直し、今まさに藤平委員が指摘されたことを、ここでちょっと触れているわけですね。この中にもう少し、発生件数と認知件数の違いであるとか、現場の先生が、法律ができてからもう6年になりますから、それで7年分ぐらいになりますかね。そういう経緯を経た中で、改めてやっぱり認知件数というのはこういう意味があるのですよということを、きちんと、文言としても入れておいたらという気はしました。

どうでしょうか、今の話も出ましたけれども。新たに何か今の件で、坂田先生の知見を借りたいのですけれども。

【坂田委員】

それは私もずっと気にしているところなのですが、この概要を見ると、概要の6ページです。最初に教員がいじめの定義を正しく理解した上で、児童・生徒の気になる様子を把握した場合に報告するということについては、大半の学校で定着していると書いてあるのですけれども。今の藤平委員の御発言というのは、この定義は正しく理解した上でというところが、そもそも危ういのではないかという御指摘だというように思っているのですね。

それ、どこからこういう定義を理解しているというようになってきたのかなと思って、私もこれを読ませていただいて一番考えたのですけれども、8ページの(ケ)のところなのですね。教職員によるいじめの定義の理解は、いじめ防止対策推進法第2条の規定されているいじめの定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう、意識啓発を行うとの回答をしている。意識啓発を行ったということ、定着しているということはイコールではないはずなのですよね。恐らく研修では必ずされているのだと思います。それが定着しているかどうかというところを見ると、この「オ」のところにあるのですが、現状の。いじめの認知件数がゼロの学校がこれだけあると。特に高等学校と特別支援学校の割合が高い統計なのですけれども。そう考えた時に、それが定着をしているかどうかということについては、私も危ういのではないかなというように思っていて。この概要のところを、ちょっと書きぶりを変えていただきたいなど、後で発言させていただこうと思っていたところなのです。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、具体的に分かりやすい説明をしてくれました。

そうしたら、この定着ということに関して言うと、書きぶりが変わってきていいのではないかということですよ。ありがとうございます。今の意見について皆さん、どうでしょうか。

私も、ここのところは非常に気になっているところで、先ほど藤平委員と坂田委員の話にも学びながらということになるのですけれども、6ページの概要のところには大半の学校で定着しているということが出てきているわけです。このとおりのわけでもいいのですけれども。格別、先生方の中に、あるいは保護者の中にも、定着してきているように報告することによって、ある意味で安心感とか、報告したからいいよと、言葉が悪くて非常に申し訳ないのですけれども、報告してしまえば自分の役割が終わったという発想になってくるのです。

定着とか、どのようになったのかという経過観察にまで至っていないのではないかとこの気もするのです。その辺りが、教師の立場、先生方の立場からすると、それを報告した後、どのようにして組織に生かしたのか、具体的に子供の主張に寄ってきたのかということまでいかないと難しいのかなと。

その辺りを、9ページの課題とか、特に先ほどの現状のところの(ケ)の辺りの読み込みとか、その辺りに少し文言を付け加えていただくと、恐らく啓発に留まらずに定着に至るというような感じになっていくかと今、理解したところです。いかがでしょうか。坂田委員のおっしゃったことが伝わっているかどうか、ちょっと心配なのですが、よろしいですか。まだ何かありましたら、おっしゃっていただければと思います。

他のページのところでどうでしょうか。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

11 ページからの、より実効性のある教育相談体制の構築というところで、これを見つと見ていきますと、いじめられた児童・生徒への対応については、とても詳しく書かれているのですが、一方、いじめた生徒、加害になった生徒へはどのような対応が行われているのかという視点での記述が少しいないように思いました。

やはり、いじめの解消、予防には、いじめた生徒、加害となってしまった児童・生徒へどのような指導が行われたとか、その結果がどうなったかというような記載があってもいいのではないかと考えました。いじめられた児童・生徒がこれだけの人数いるということは、それだけやった児童・生徒もいるわけですから。その生徒たちについての情報も、もう少しどこか盛り込めるといいのではないかと思いました。

【有村委員長】

確かに 11 ページから現状のところの(ア)(イ)(ウ)はいじめられた生徒の方で、いじめた生徒側の、いわゆる加害の生徒のデータもどこかにありましたよね。それを踏まえて、少し記述すると今の鈴木委員の指摘に答えられるかなと思うのですけれども。事務局で何か説明はございますか。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

いじめた生徒、いじめる児童・生徒への特別な対応というところにつきましては、14ページのところに、保護者に対して説明をしたかというところは記載させていただいておりますけれども、その他の様々な対応に関するデータ等ございますので、この(3)の方に書くということは大事な視点だなというふうに思いました。

【有村委員長】

そちらの方も、少し(3)にも入れていただくと、その現状と、それから課題が明確にされてくると思います。鈴木委員、御指摘ありがとうございます。他、藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

失礼します。今の鈴木委員の意見には私も賛成でして、やっぱり加害者へもきちんと向き合っているかというようなメッセージが必要かと思うのですね。というのは、先ほども少し触れましたように、いじめというのは悪意をもって必ずしもいじめをやっていない場合の方が多いかなと思うのですね。つまり、好意的にやったことが、言われた方はそれがすごく嫌になると。という、先生から見ると、それはいじめじゃないわけです、一般的に見ると。

良かれと思ってやったことだから、その場で終わる場合があるかもしれないのですが、言われた方というのは、その子の存在自体がやっぱり気になると思うのですよね。だから、そういう意味でも、やはりいじめ防止対策推進法では加害者というように言われている子供に対しても、きちんと向き合う、意識を向けるというような視点というのは大事じゃないかなと思います。

【有村委員長】

これはやっぱり法ができてからというよりも、今、藤平委員の話を聞きながら思ったのは、もう古い話になりますけれども、平成8年、その前に平成6年に愛知県はいじめ自殺事件がありましたよね。あのときの文部科学省の報告書などの中に、平成8年に出された中で、いじめを受けた子供、あるいは加害の生徒をしっかり守ろうという宣言が最初に述べられているのですね。あのことを受けてのことだと思っておりますけれども、やはり先ほど藤平委員がおっしゃっていた、悪意はないのだということの中に、実は最初の二次報告の(キ)のところですよ。この中の34ページ。これは私も大事な指摘だと思っていて、その時の議論を思い出すのですけれども。34ページに、重大性の発生においていじめの認定という、そこの最後に、好意で行った行為というのが、今の指摘がされているのですね。やはり、ここのところはどちらかという、子供たちも保護者も先生も、割と「好意で」と言うと、それぐらいのことたいしたことないのではないかなという。言われた側、被害者側の立場に立ちきれないで、それをうまくコントロールできていないというか、そこのところがうまく吸収できていない。それが故に、いわゆる定義と言われるような、そういうものを見逃してしまうときがある。それへの対応とい

うのが、ある意味で先生たちにとって難しい。そういうように思っているのですね。それをどのように表現したらいいかなという。どうぞ、お願いします。

【藤平委員】

僕もなんて言ってもいいかわからないのですけれども、もしかしたら加害者という言い方で記述すると、先生方からすると、そこはスルーされてしまうのかなというように思うところで。何と書いていいかわからないのですけれども、被害者からしたら、気になる存在の子とか、それはちょっとよくわからないのですけれども。単に加害者というと、一般的に悪意をもって一方的にいじめているみたいなイメージがもたれがちなので。そうすると先生側からすると、「あの子はそういう子じゃない」と言って、大体スルーしてしまうのです。

でも、そうすると被害者というか、嫌な思いをしている子からすると、先生はその子に対して何もしてくれないと。だから自分はその場所に行きたくないのだということで、不登校になったりすると重大事案が増えてくる。その図式は結構感じます。

【有村委員長】

往々にして言う、心理的な苦痛という部分、それをどのように理解するかという、そのシチュエーションをどう理解するかという時に、私は都教育委員会の方で言っていた、最初の答申案のその報告に、好意で行ったけれどという、その現状ってすごく確かな部分があって、そこに目を向けなかったら、やっぱりいじめというのは根本的になかなか解消していかない。だから、ある程度、社会的な側面に基づいたような、やっぱりあれはいじめだよ、というような、一歩その前に行かないと難しいというようなことだと思うのです。そこら辺りを改めて、この最終答申の中で考えられるといいなということ今、思ったところでした。

他の委員の皆さん、どうですか。何か。

【藤平委員】

つられて言ってしまうのですけれども、今、おっしゃった、好意でやっていることから先生たちがスルーしてしまいがちだという、その発想自体、定義が定着していないという証拠ですよ。だから、そこを曖昧にしまうと、逆に定着を防ぐことになるのではないかと。私はいつものように言っているのですけれども、いじめというのは、正義と悪でいうと悪ではないという、そういう部分を含んだもの。もちろん極端ないじめは悪ですけれどもね。そういうことを考えたときに、スルーしてしまうから、そのところを言い換えていく自体が、定義の定着を阻んでいくような気を、私はずっとしているのですけれども。

【有村委員長】

ありがとうございます、非常にいいお話をいただきましたけれども。よろしいでしょうか、今の件。他の箇所でもいいと思います、他の委員の皆さん、どうでしょうか。どうぞ、横井委員。

【横井委員】

私は家庭の方の視点から、家庭との関わりの視点から発言したいと思います。

(5) 番ですかね、ここを中心にして今回の答申が、保護者との連携等についてのことがよく出ていて、ありがたいな、良かったなというように思っているところです。

ただ、16 ページの概要のところを拝見しますと、いじめの発生した事後において、保護者との連携ということを想定して書かれているように、ちょっと感じられるのです。ですので、予防においても保護者と連携するというのが、保護者がやっぱりパートナー、子供を共に育て上げるパートナーなのだという視点で、普段からパートナーシップを組んで子供を育て上げるというような視点があるといい。ちょっとこれは事後の視点で書かれているかなということ。

もう一つは、学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度を理解しているかというような、少し一方向の印象を受けますので、保護者からの発信を引き出すというか、受け止めるとか、発信しやすい仕組みや風土をつくるか、そういったことも。どこでいじめを発見したかのデータの中で、保護者が少ないですね。担任とか、校種によって違いますけれども、アンケートとか担任の方が圧倒的に多くて、保護者からのキャッチが少ないのかなと思いましたので。そういった双方向、こちらから「知らせる」のを「伝える」にしたいというのは、よく分かります。保護者、あるいは地域からも伝えるといいのかなと思いました。特に、重大事態という言葉があまり、ほとんどというか全然出てこないような気がしますけれども、重大事態は初動とか初期対応においての保護者との連携って、実際は極めて大事ですね。重大事態に発展させるのを予防するためにも大事だと思いますので、そういったところでの連携が大事かなと思います。

それとは別に質問したかったですけれども、重大事態というのがあまりデータの中にも、答申の中にも出てこないと思うのですけれども、少し疑問に思いました。お答えいただかなくてもいいのですけれども、やはり扱い方が難しいなどは思います。ですけれども、どうも触れていないように思うので、少し疑問に思いました。以上です。所見として受け止めていただければと思っています。

【藤平委員】

この重大事態については、29年度と30年度を比べると大幅に増えています。これは全国的にも21件から何倍も増えています。

【横井委員】

どこかに資料が出ていますよね。

【藤平委員】

9ページの。

【横井委員】

9ページですか。

【藤平委員】

私も全然触れていないのは、どうかなと思いました。

【有村委員長】

それでは、どこか触れられますかね、重大事態について。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

この2年間でいろいろ御審議いただいた内容を、ここにまとめさせていただいてます。重大事態ということに特化した話題は、あまりなかったと記憶しておりますが、そういったものを入れるということはできると思いますので、検討させていただきたいと考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます、お願いいたします。今、横井委員から御指摘があった16ページの保護者との関わり、確かに概要の6行ぐらいの文言が、どちらかという学校から周知するとか、伝わるということが重要で、その前段階というか、それによって予防という意味で保護者との連携とか、より良い関わり方とか、普段の学校環境の作り方とか、そういった部分が少しあるといい気がしました。非常にいい、双方向になるような言い方というのは、すごく大事なような気がいたします。そういう意味では、成果とか課題にはそのことが書かれていますので、そういうものがまとめる形で書いていただけるといいかなということを理解しました。

他にいかがでしょうか。もしよろしければ橋本委員、例えば環境に関しての連携とか、また警察のお立場から見て、ちょっとこの辺が不足しているのではないかというのがあれば御指摘いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【橋本委員】

それでは失礼いたします。私の方で着目させていただきましたのは、7ページ(カ)にあります、学年別のいじめの認知件数というところで、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加しているということでございます。小学生ということなので、年少者であることから、内容としては恐らく警察が知り得ていないような、取り扱うような事件ではなくて、先ほどから話がありました悪意がないものであるとか、軽微なものが大半ではないかと思えます。

(キ)の方にあるいじめの対応ということで、冷やかし、からかいですね。そういう軽い感じのいじめなのかなと思うのですが、しかしながら、これらの行為というのは、そのままあまり手当てをしないと、エスカレートしていきますと、重篤な事件とかいじめの方につながっていくという可能性が十分にあるのではないかと、危険性ということにおいては、そういうものを秘めているというようなところなのかなと思えますし、小学校の先生方というのは、ものすごく忙しいと思えますので、恐らく学校だけの対応ということで、ものすごく増加している、増加というところに対応しきれないというところが現状ではないかと思えます。

警察といたしましては、軽微な事案でも御相談いただければ、生徒さんはもちろん保

護者の方にも少し注意するということが可能ですし、メンタルケアという意味においては、少年センターの方でも、そういういろいろな心理職の者で行っているところがございますので、御活用いただければと思いますので。先生がちょっと声を掛けてというのと、警察が声を掛けるというところでは、効果にしても変わるかもしれないことなので、積極的に御活用いただければと思いますし、そのためには日常の連携というのが非常に大事になってくるのかなということで。事件事故が起きてからということではなくて、日常的にそういう良好な人間関係というのを築き上げていけるような良好な関係、学校の方と、保護者の方も含めて、そういった関係を構築していくべく努めてまいりたいと思います。以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、貴重なお話をいただきました。やはり軽微なものから関係機関との連携をすることによって、重大事態というか、そういうものを防ぐという、今のお話でございました。とりわけ、今のお話とつなげて、ちょっと今、見てみますと、特に16ページ、17ページ辺りの関係機関との連携の中で、もう少し今のような話をちょっと入れ込むと同時に、18ページの課題のところの(イ)の2つ目の丸ですかね。その辺りに、相談センターであるとか警察であるとか、そういったことでも日頃からの連携を。そういうことも文言的にも加えてみると、しっかり課題がまとまるかなというように思って、理解を一応しましたけれども、いかがでしょうか。

そういう意味では、関係機関との連携という言葉で押さえていくのですけれども、具体的な連携の場所だとか、そういうものも文言的にもあると、少し安定するかなと今、橋本委員の話を伺いながら思っていたところですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今ここで、文言をどういじるかというのは難しいかもしれませんが、ちょっと検討したいと思っております。ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。特に19ページまでで。18ページですかね。

私も1件だけ、14ページの辺りに書かれていたのですけれども、(4)の日常の授業のところ、現状の14ページの(ア)のところ、道徳や学級活動における指導、ここは全て取り上げて指導を行ったのが100%。確かに道徳の授業とか普段の授業で、道徳も教科化になりましたので、教材として扱わなければいけないとなっておりますから、全部扱うのですけれども。この(ア)のところは、改めて今、見ると100%。これで全てもうオクケーなのかということですね。そこは、道徳や学級活動における指導の質というか中身を問う必要があるのかなと。実態は実態として、これはこれ以上の調査がなければ、これは実態でいいのですけれども。その後の成果とか課題に、そこからどのように展開させるかという辺りを、もう少し考えてみてもいいかなと思うところです。100%であればそれでオクケーということではなかろうかなと思うところ

ではあります。15 ページ辺りには、その主体的な学習単位によっては何パーセントとか。あるいは、いろんなところでグリーンリボン運動なども行っている学校があるというように、そういう視点でちょっと授業の充実というか、その辺りもはめ込んでみるといいかなと思います。

とりわけ、小・中学校等もそんなにこだわることはないというようにも思うところがありますが、道徳が教科化されて、各社とも大体見ると、四つぐらいいいじめに関する教材を挙げているわけですよ、三つか四つ。するとほぼ先生たち、指導することになる。そうすると、少しきつい言い方になるかもしれませんが、教科書に書いてあるからやればいいのかという発想ではないわけですよ。やはりその辺りの考え方も、それから頭に描いた書きぶりというのがあるといいかなというようにも思えるところがあるのです。具体的に文言的には申し上げませんが、その辺りを少し工夫する余地があるかなと思って申し上げました。

他にはどうでしょうか。横井委員、お願いします。

【横井委員】

関係機関との連携の点で、今、橋本委員のお話を聞きながら思ったので、意見を申し上げたいと思います。前回の答申に比べて、格段に関係機関との連携についてははっきりと言及してあると思いますし、実際に成果もあるのかなと、数値とかを見て思いました。

それで、関係機関との連携のところでは、もう少し踏み込んで、例えば 17 ページの（エ）のところに白丸が三つありますけれども、真ん中の学校サポートチームですね。真ん中と一番下の、学校サポートチームに関して数値が出ていますけれども、なぜ学校サポートチームを活用するのいいのかというようなことが、読んでいる者にはちょっと伝わらないのではないかなというように思いました。例えば、多角的なのか、いろんな職種の方、機関が集まって、複合的な問題を見立てるとか、アセスメントのことですけれども、被害に遭った子供とか、関係した児童・生徒の抱えている複合的な課題にチームで対応するとか、いろいろな視点を踏まえて役割分担をするとか、実効性のあるプランを立てて解決に近付けていくとか、少し具体的な言及があると、これからなぜ関係機関との連携が大事なのか、これからより促進していこうというところにつながっていくのではないかなと思いました。

それから、学校サポートチームには注を付けたらいかがでしょうかと思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、17 ページの関係者のサポートチーム、データに基づいてですが、そのことに現実に 18 ページ（オ）のところに、サポートチームの更なる活用と推進という言葉があるので、今、横井委員が御指摘された内容をそこに代入して、やはり複合的な問題として捉えて、そのサポートチームをうまく実効性のあるものにするという言い方にするといいですよ。

【横井委員】

ありがとうございます。ちょっと2行では少ない気がします。よろしく願います。

【有村委員長】

今、非常に具体的ないい案をいただきました。ありがとうございました。他の委員の皆さん、いかがでしょうか。では、またあったら振り返っていただいて結構だと思いますので、19ページからの第二のところに入りたいと思います。第二も二つに分かれておりまして、一つは委員からの提言ということで、サンプルとして五つばかり挙げてありますけれども。これは後ろの20ページの七つの方策を具体的に、また、より学校の先生とか皆さんに提言するときに、こんな発信の仕方したらどうだろうという一つの場合でございます。19ページの具体的な中身と、それから20ページ、21ページ、七つの方策も触れながら見ていただければありがたいと思います。どうでしょうか。御意見いただけるとありがたいと思います。

【横井委員】

すみません。

【有村委員長】

横井委員、お願いいたします。

【横井委員】

退席しなければいけない時間も迫ってきてしまっているんで、何か言い捨てみたいな形で恐縮なんですけれども、先に意見を申し上げたいと思います。

先ほど申し上げた視点から、19ページの提言のところですね。委員会からの提言の3番の「子供をみる目を養おう」のところは、保護者と共に地域と共に子供を育てていこう、そこを養っていこうというところがあると思います。家庭において子供をみる目というのが弱くなってきていると思いますし、そこは大事なところかなと思いますので、そういうことですね。

関連して5番の、保護者・地域社会に援助を求めようということで、とてもいいんですけれども、「援助を求めよう」でいいのかなというところは疑問に思っています。保護者・地域社会と手を取ってとか、そういうイメージかなと。援助を求めると、なんとなく一方向な感じがしました。以上です。

【有村委員長】

5番、もうちょっと積極的な、援助だけではなくて、一緒にタッグを組もうという感じですかね。

【横井委員】

援助を受ける立場という感じになるように思いましたので。趣旨はとてもよく分かるんですけれども。

【有村委員長】

特に3番について、保護者・地域、それこそがやっぱり子供をしっかり見る必要があるということですね。

【横井委員】

今のこの世の中が抱える問題は特に難しいし、家庭も関係していると思いますので。力を付けていこうということになります。

【有村委員長】

今のお話を伺いながら、この前もある、ちょっとした公園で遊んでいる子供の保護者が、やっぱり自分の子供はちゃんと注意できるけれども、周りにいる人たちとか、あるいは他の中学生とかには、なかなか注意できないよねというお母さんがいて、その辺りがやっぱり難しいのだろうなという気はするのですけれども。その辺をちょっと一歩踏み込んで、子供が何か問題があったときに、それをどういう目を見て、あるいはどういう言葉を掛けるかという、その辺りは大事な視点だと思うので、そういう保護者、地域の人がどのような目をもてばいいかという辺りも理解いたしました。ありがとうございます。

他の委員の方、ないですか。藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

失礼します。今のところなのですが、子供をみる目を養うということ、これは私も賛成です。ただ、子供の何を見るのかという、さっきも具体的なという話が出たときに、例えば子供の行動を見るのか表情を見るのか言動を見るのかとか、逆に何でもかんでも見るのではなくて、何か絞ってもいいのかなと思いました。

【有村委員長】

見る視点を絞ることも大切ですね。他の委員の皆さん、いかがですか。

豊岡委員に、こういうお立場で、教育現場をよく理解されていると思いますので、何か御指摘があれば伺いたいと思うのですけれども。御指名して申し訳ないのですが。

【豊岡委員】

この検討も、いじめの防止を考える上で有効な提言になっていると思います。しかし、こうやって委員の方から出たように、ストレートに響くかという、やはりもう少し言葉が必要ではなかろうかと思ったり、それぞれ誰に向けているのかという方向性が、逆にそれをあまりはつきりしない方がいい提言なのかもしれませんけれども、そこは明確にした方が、より我々のこの3期の声というものをしっかり届けたいという意識が私にはありますので、もう少し、例えば教員のハートに刺さるような、いじめ防止なのだという強さが、私はあってもいいのではなかろうかということを感じたところです。

【有村委員長】

ありがとうございます。もっと対象を絞る方がいいのではないかとのことですよ
ね。ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

いくつかちょっと考えてみたのですけれども、まず信頼するってとても難しいよ
というがありまして、自分の期待したことをやってくれるというのが信頼ではないよ
うな気がするのですね。子供がどう育つか、そこはその子次第などころはあるので
すが、その育ちを待って、見守るという、植物のお世話をするときではないですけれ
ども、植物に「こう育て」って言って育つわけではなくて、その植物が例えばもって
いる力とか、そういうものに育ちやすくするように私たちはお水をやったり、どこか
切り取ったりとかするわけですが、このような信頼の仕方というのがとても大事な
のではないかなと。自分が思ったとおりに育ってくれよというのは、ちょっと違うよ
うな気がしたので、その辺りが伝わるような表現がないかなというのが一つと、あと、
2番目の授業の充実は、子供ってすごく学ぶことが大好きだと私は思っています。
できるとか分るとか面白いということは、すごくその子の自信を育てたり、自分の
能力を信じる力を育てて、それが一緒に学ぶ仲間を大切にしたり、その力を認め合
うところで、いじめの防止にとっても大きな力があるのではないかと思っています。

見る目を養おうということでは、「大丈夫？」って聞くと、大抵「大丈夫」って
答えると思います。その「大丈夫」の背後にある、本当のその子の欲求とか願
いというのを汲み取るのは、どういう視点をもっていたらいいのだろうか
と、そこをいつも問い掛ける姿勢も大事かなというように思っています。

4番目の情報共有につきましては、学校はジグソーパズルのように情報が非常に断
片的にある場所だと私は思っております。1人が持っているワンピースのジグソー
パズルのピースは、それだけではどういう意味があるか分からないのですが、全
員でその場に出し合ってみて初めて、そのジグソーパズルが完成するというよ
うに、学校の情報というのは、つなげていくことが非常に大切だということ
を申し上げたいと思います。

もう一つ、5番目の保護者の地域社会に援助を求めようというのは、子供
たちに、私たちがSOSの出し方を教えるのであれば、まず大人がそのSOS
の出し方のお手本を見せるという意味で、自分たちが必要なときに「助
けて」と言える、そういう判断をしているということを見せるのが、と
ても大切なのではないかなと思います。学校が全部を抱え込むのではなく、
地域と共に、地域にSOSを出して一緒に育てていくという視点が大切
なのかなと思いました。

少し考えてきたことを話させていただきました。

【有村委員長】

ありがとうございます。各項目の非常に具体的なキーワードを教えていただいて、ありがとうございます。すごく分かる感じがして嬉しく思いました。皆さん、いかがだったでしょうか。

先ほど豊岡委員の話も伺いながら、やはり中身に少し工夫が必要かなというように理解いたしましたけれども。他の委員の皆さんは。藤平委員、お願いします。

【藤平委員】

話してばかりですみません。まさしくこのとおりでと思うのですが、(2)などについても、表現が後で変わってくると思うのですが、「いじめ予防は授業の充実から」というより、授業の充実がいじめの予防に結び付くということじゃないかなと思います。そうでないと、例えば、いじめを予防するための授業をやっているのではないのだよと思われる先生もいなくはないかなと。まさしく今、鈴木委員も言ったように、授業が充実してくると、分かる喜びだとか、人と協力するとか、それが結果的にいじめの予防に結び付くって、まさしくこのとおりでと思うので、表現の仕方かなというように思います。

(4)の教員間の情報共有というのは、これは子供に対する情報で、やっぱり認知のところに結び付くことかなと思うのですよね。そうなったときに、ただ認知が大事だとか、情報共有が大事だというよりは、認知の状況を定期的に把握しましょうとか、さっき認知件数が1年間でゼロというのも出ましたけれども、細かく1か月1か月、毎月毎月状況がどうなっているのかというのを先生方でチェックしましょうとか。その積み重ねによって結果的にゼロだったらそれでいいと思うのですが、何もそういうことをやらないで、ずっと1年終わって最後3月のとき「どうだった？」って言って、ゼロって出てくると、毎月細かく見ていってゼロになると、全く意味合いが違う。そういう意味で、さっきの具体的な、メッセージが教員の行動につながるようなメッセージの仕方というのがいいのかな。だから、先生は何をやった方がいいのかとか、具体的な行動につながるようなメッセージの出し方というのがいいかなというように思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。特に東京都で努力して、年に3回以上のアンケート調査をしたり、非常にそういう調査の仕方って定着してきましたよね。それをやっぱり生かすような情報共有の在り方とか、それが確かな認知につながるとか、あるいは教員の意識も変わってきていますというお話だったと思います。ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。もしよろしかったら、坂田委員、相川委員、橋本委員も、このことに関して意見があれば教えていただきたいのですが、どうでしょうか。相川委員から、どうぞ。

【相川委員】

一言だけ。(2)の「いじめ予防は授業の充実から」ということに関して、先ほど鈴木委員や藤平委員がおっしゃったとおりだと思えるのですけれども、一つ付け加えると、やっぱり先生方の子供たちに対する関わり方というものが、人間関係の一つのロールモデルにやっぱりなるのだと思うのですよね。先生方が本当に一人一人の子供たちを大切にするという関わり方が、お互い尊重するような関係性を支えるのではないかと思って。そういう意味でも、それは時々いじめの授業をやりますよというのではなくて、全ての時間で先生が子供たちを大切にしている、あるいは子供同士の関係性を大切にしているということ、授業の中でも伝えていただけたらなという、そういう意味でもやっぱり授業の充実というのが、いじめ予防につながるのではないかなというように考えました。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。坂田委員、お願いします。

【坂田委員】

私は、これをいただいたときに、面白い試みだなというふうに思ったのですね。我々委員の生の声を誰に向けて発信するかというのは置いておくとして、スローガ的に表していくというのは、長い文章だとどうしてもなかなか読んでもらえないので、いいのかなと思いました。

そういう意味で、4番、5番を見たときに、私は教職員の皆さんに向けて、我々からのメッセージだというように思って、1から5まで読ませていただいたというのを一つ前提にお話をしたいのですけれども。一つは、先ほどの議論、委員の皆さんの御意見を聞いていると、誰にというところでまだ統一的な見解になっていないというところが一つ。これは、「皆さんに」というメッセージの送り方をしてしまうと、多分、誰も自分のこととして受け止めない。だから、ターゲットが大きいと、私たちは誰に向かって発言しているのかということを考えて文言を考えた方がいいと思います。

それからもう一つの議論の中で思ってきたのは、抽象的なものか、具体的なものか。それぞれのレベルがあると思うのですけれども、我々は委員としてここに関わっている、いじめ全般について話しているということと考えたら、ある程度抽象的なものの方がいいのではないかな。具体的に書いてしまったら提言という意味がなくなってしまうような気がするのですね。だから一言で表せる言葉の方がいいだろう。そういう意味では、ここに下に何かを書いていくということについては全然問題ないと思うのですけれども。この1から5まで挙げられて簡潔に書かれているものを、どんどん長くしていってしまうというのは、逆効果のような気がするというのは、私の意見の一つです。

もう一つは、具体的な中身で、私としてはこうした方がいいのではないかなと思ったのは1点だけで、1番なのですけれども、我々から教職員の皆さんに意見を、提言

という呼び掛けを行うのであれば、「子供を信頼しよう」ではなくて、「子供を信頼していることを示そう」と言わなきゃいけないのだろうと思います。「信頼しよう」だと、信頼していない先生方がいるという前提で我々は話しているように思われてしまうのではないかと。私たちは決してそういう前提でこの議論はしていないですから。そういうところを信頼している、子供たちを信頼している先生たちが、それを子供たちに示してほしいというのが、本来、私たちの呼び掛けになるのではないかなと思って、ちょっと昨日考えていた次第です。すみません、このところについては以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。主に三つ、ターゲットをどこにするかということと、抽象的な言葉の在り方、それから信頼を先生自身が示そうというところだと思います。ありがとうございました。

橋本委員、何かございましたら、お願いします。

【橋本委員】

私の方は、(5)の「地域社会に援助を求めよう」という、援助という面におきましては、先ほど申しあげました少年センターへの相談であるとか、ヤング・テレホン・コーナーの少年相談の準備などあるかと思いますが、そういったような意味で、地域社会が子供たちや保護者に差し伸べている手というのは、かなりあると思うのですが。実際問題、子供たちや保護者から、その差し伸べている手が見えているのかどうなのかというところで、周知というところで、もう少ししっかりと伝えていくという、伝えていく力をどんどん発信していくというところが大事なのではないかなというように思いました。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、5番目の例について、特に周知というところに力を入れて発信していこうというお話を伺いました。非常に委員の皆さんから、多岐の内容に渡っていただきましたので、これをもう一回取りまとめてみながら、教育委員会からの提言として何かまとめられる部分はまとめたいと思います。大方は、こういう分かりやすい言葉で発信した方がいいのではないかということは、御了解いただけているように思いますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

これを踏まえて、七つの方策というのが具体的にありますけれども、これについて15～16分間審議をしたいというふうに思います。1から7、具体的な方策を挙げておりますけれども、文言とか考え方なりで、この辺はこうしたらいいのではないかということをおっしゃっていただきたいと思うのですが。また、林委員からのコピーがございましたけれども、非常に具体的な案も示されておりますので、見ていただきながらお願いできたらと思います。御意見、ぜひお願いいたします。

このところは考え方として、我々委員会が、いわゆる都教育委員会、行政側に、こん

なふうなことをちょっとやってほしいですよというようなことが、提言となっていると思いますので、こんなことをもうちょっと頑張ってもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

よろしければ、藤平委員から、最後ということもありますので、順番にいくと、特にこれに触れていただいて、何かお願いしてもいいですか。ちょっと強引で申し訳ないのですが。

【藤平委員】

あまり細かいところというよりも、順番はどうかなというふうに思いました。いじめ防止対策推進法でも何でも、やっぱり防止、早期発見、対処とか、その順番からいってもいいのかなと。ただ、ここを見ると、あまりどっちかというところ、そういう未然防止的なことが多いのかなと。さっきのメッセージもそうだと思うのですが、まず先生方はやっぱり（１）から見ていくと思うのですね。（３）とか（４）ぐらいから始めている人っていないと思います。気になった文字は見るかもしれないですが、そうなったときに、それというのは、まず自分たちが何からやるのかということにもつながると思うので、順番をちょっと、今、どれを１番かというのはないのですが、そこは意識をもうされていると思うのですが、改めて大事なのかなというふうに思いました。

【有村委員長】

順番ということを考えると、やはり３期をまとめてと考えれば、検討の余地がありますよね。分かるような気がします。私は、藤平委員のお話を聞きながら、２番辺りはトップにもってきてもいいかなというような気がしました。

豊岡委員、お願いいたします。

【豊岡委員】

七つの方策ということで、それぞれ重要な視点で方策が記述されていると思います。今までも東京都教育委員会は様々な取組をやっていただいているわけですので、そういった意味で文末が（１）が「充実」、（２）が「強化」、「明示」、「活用」、「周知」が来るということで、さらに今までの取組をもっと進めていくというような方策になっているのかなと思ったところです。確かに新しく何か方策をとるという視点でいうと、なかなかやり尽くした感があるのかもしれませんが、そういった意味では、本当に新しい視点で、まだやり残している方策はないのかということを考えていくことは、今後の課題なのかなというふうには思っているところです。

【有村委員長】

ありがとうございます。今後の課題についても、少し検討したらいいのではないかと、御指摘だと思います。鈴木委員、よろしいでしょうか。

【鈴木委員】

どこまで具体的にするのかなど、ちょっと考えながら読ませていただいたのですが、どこかで子供たちが学校から学ぶことを、保護者も共に学べるような方策というのが入ると、それを家庭の方に入れるのか、5番に入れるのか2番に入れるのかは分からないのですが、方策の1つとして、CAPプログラムとか、そういうようなプログラムは、保護者と子供が一体になって学ぶというようなプログラムもありますので、そういった保護者と子供が共に考えられるというような場というのでしょうか、そういうものが方策の一つとして入ると、どこかいいのかなというのを、ちょっと読みながら考えておりました。

【有村委員長】

ありがとうございます。保護者が一緒に学べるような場面ということでした。橋本委員、よろしいでしょうか。

【橋本委員】

私は、様々な意見や取組が網羅、反映されていて、いいのではないかというふうに思いました。

【有村委員長】

ありがとうございます。相川委員、どうでしょうか。

【相川委員】

ここの部分を具体的にどう変えるとかということではないのですけれども、いじめをどう予防するかとか、あるいは起きてしまったいじめにどう対処するかということも、もちろんこの場で議論しているのですけれども、相当、これを例えば学校の先生方はどのように受け止めるのかなというときに、いじめ防止に取り組むということと、先生方の普段の営みというのですかね、先生方の活動ということとか、シームレスと言ったらいいのか、新たに何かやってもらうことが増えているというような捉え方、ある局面ではもちろんしなければいけなかったのかもしれないのですけれども、日々の取組の中でやっていることが、いじめの防止とか、そういうことにつながるという観点を、もう一回捉え直してもいいのかなというように、私はちょっと思って。先生方に、どんどん「これもやってください、あれもやってください」というようなアプローチではなくて、普段やっていることがこれになるのだよというような捉え直してみたいなことというのですかね。そういうことも必要なのかなという。

あるいはちょっと言い方を変えると、いじめ対策ということで取り組んでいたことって、別にそれはいじめをなくすというだけじゃなくて、子供たちの育ちとか学びを支えるのだという言い方になるのかもしれないけれども、全体として学校で取り組んでいることと、いじめ防止への取組ということの関係性というか、トータルにあんまりそんな分けて考えなくてもいいのだというところというのは、どこかで入れたらいいのかなという。すみません、全然まとまってないのですけど、そのようなことを感じていました。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。関係性、私も感じるところがあるので、後でちょっと申し上げたいと思います。坂田委員。

【坂田委員】

私も、一番気になったのは、23ページなのかな。これでいくと、(3)ですね。いじめの認知に至るプロセスの明示。これも先ほどから散々議論されてきたことなのですけども、その中で、この七つの方策の中に、「学校いじめ対策委員会」がここでしか出てこないのですね。この「学校いじめ対策委員会」は予防、早期発見、それから早期対応、全部に関わるものだと思うのです。それがこの、認知が徹底されるように、ここで多角的な検証をするだけで終わってしまったら、これはあまり活用されていないということになってしまいはしないかなという危惧をもちました。ここが一番、今のいじめ防止対策推進法と基本的な方針の肝になる部分ですから、これが未然防止から始まって、一連の流れの全てに関わるような形で一言、どこかに入れられたらいいかなと思った次第です。それが1点です。

あとは、これは余計なことかもしれないのですけれども、2番に関わってなんですけれども、子供自らがいじめについて考える、行動ができるようにする、取組の強化というところ。私もずっとこれに賛成してきたのですけれども、ここにきて、ちょっとあまり強く打ち出すことがどうかなと思うようになったのは、今回のコロナ対応で、様々な部分で自粛というのが出てきて、いじめの取締機関みたいな形になってしまったら、クラスでそういったことが競われるようになってしまったら、非常に困った状況になるなど。それがまた一つのいじめとか偏見とかを生んでいくのではないか。これはコロナ対応でも同じようなことが各地域に出てきているという現状で、ここまで今回、今の時点で出す答申に、これを強化する形で更に踏み込んでいくというのはどうなのだろう。私はSOSを出す、そういうのを応援する、そういう取組とか、それから、それを受け止めよう、みんなで、というのはいいのですけれども、これはいじめじゃないか、あれはいじめじゃないか、という形になっていくと、非常に厄介なことにならないかなという心配をしています。

そういう意味で、取組強化の中身が何になっていくのだろうというところで、ちょっと気になるころではあります。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。委員の皆さんから、貴重な意見をいただきました。私も坂田委員のおっしゃったことから少しお話ししたいのですけれども、私も2番というのは非常な大事なところで、強化というときに、何を強化させるかという言い方ですね。強化の中身を問わなければいけないところがありますよね。そういった意味では、SOSを一回受け止めるとか、これがある意味では、再生産されるような方向になるというのが坂田委員の指摘だと思うのですね。私は、ここの部分は、これはこちらの資料の方

にありました、林委員も指摘していましたが、やっぱりこれからの子供たちは未来志向というか、いじめ問題を考えたり、あるいは自分でいじめについて考えて行動することが、自分の未来社会をつくる、キャリア形成に関わるとか、そういった意味で林委員はOECDの調査結果の話なども組み込みながら説明してはいますが、そういった生徒指導がとりわけ求めてきた、自己指導能力、そういうのは何のためにやったかという、やっぱりキャリア形成だろうと思うのです。社会展望とか自分の将来展望を考えようと、そういった子供にしようということだと思ったので、やっぱり坂田委員もされたように、この強化というのは、取り締まるような強化になっては困るという、そのところが大事にしたいところだと思って、非常に理解したところです。だから、2番目については、子供が行動できるようにするというのは、子供自身が自分のよりよい未来社会をつくるために生きようという方向性に向かわることがいいのではないかと理解ですけれども、申し上げたい部分でした。

それから第二は、相川委員から話していただいた、もうちょっといじめとかそういうのを、3期の最終答申ということもありますけれども、総合的に見たり、関係性を捉えて、ちょっと言葉が適切かどうか分かりませんが、やっぱり子供の生き方、在り方、それから我々の普段の授業とか、そういった構造的に見るといって、いじめを構造的に見て、こういうような考え方があるのではないかと、どんな受け止め方をしたらいいのだろうかと、そういった視点というか、そういうことを考えた位置付けというのが必要かなというように思いました。

ただ、どのようにそれを文章として構成するかというのが、全然、まとまっていなくて、何かこのトータルとして、やっぱり普段大事なことをやっているのだから、ここのところをこういうふうにして関係性を捉えたらいいのではないかと、いう捉え方を、非常に重視したらいいと思って今、お聞きしたところです。

ちょっとまとめにならないお話をさせていただきましたけれども、委員の皆さんから、非常に中身の濃い議論をしていただき、またプロフェッショナルの皆様のお意見を受けて今までの経緯とか全体をまとめていただきましたので、これを基にしながら、更によりよい3期答申のまとめをできればいいなと思っています。ちょっと強引だなというように思われる進め方だったかもしれません。皆様にお詫び申し上げます。ありがとうございました。事務局から、何か最後にあればお願いいたします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

今後の答申までのスケジュール等について御説明をしたいと思います。ただ今、委員の皆様から大変貴重な御意見、御指摘をいただきました。これらを踏まえて、改めてこの答申を加筆させていただきたいと思っています。最終的には委員長と事務局で本文を確定させていただきたいと考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。なお、定例教育委員会への答申の報告は、8月27日の木曜日の予定でございます。報告後にホームページ等で公開させていただく予定でございます。どうぞよろしくお願

申し上げます。以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございました。8月27日に最終の取りまとめということでございます。また、それについて報告をぜひ皆さんも見ていただければありがたいというふうに思っております。

以上で本日の審議は全て終了いたします。委員の皆様にご貴重な御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。ちょっと急いだ感はありましたけれども、皆さんに御礼を申し上げます。また事務局にも非常に御苦勞をお掛けしました。また2期から3期にかけて、皆さんと一緒に御付き合いをできて非常に嬉しく思っております。委員長としても有り難く思っております。ありがとうございました。では事務局の方で、最後お願いいたします。

【事務局（千葉指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜りましてありがとうございました。

最後に事務連絡をさせていただきます。会議録についてです。1か月後を目途に会議録の案を委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきますので、5日程度の間で内容を御確認いただきまして、修正がある場合は御連絡をいただきたいと考えております。どうぞ、よろしく御願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、2年間に渡り御指導くださいまして、本当にありがとうございました。